

島根県警察訓令第25号

安全運転相談及び臨時適性検査等の実施に関する訓令を次のように定める。

令和4年5月13日

島根県警察本部長 池田 宏

安全運転相談及び臨時適性検査の実施に関する訓令（平成14年島根県警察訓令第40号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 安全運転相談（第2条―第8条）

第3章 臨時適性検査等（第9条―第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、病気、身体の障がい等を有する者の運転免許の取得及び高齢者その他の者で運転免許を有するものの運転の継続（以下「免許の取得等」という。）並びに運転免許の全部又は一部の取消しに関する相談（以下「安全運転相談」という。）並びに道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第102条の規定に基づき臨時に行う適性検査及び医師の診断書を提出すべき旨の命令並びに法第107条の4の規定に基づく臨時適性検査（以下「臨時適性検査等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2章 安全運転相談

（安全運転相談の実施）

第2条 安全運転相談は、次に掲げるときに行うものとする。

- (1) 免許の取得等をしようとする者から申出があったとき。
- (2) 法第89条第1項又は法第101条第4項の規定による質問票（以下「質問票」という。）の交付を受けた者から提出された質問票の記載内容から一定の病気等であると疑われるとき。
- (3) 運転免許の全部又は一部の取消しをしようとする者から申出があったとき。
- (4) 第1号又は前号に掲げる者の家族その他の関係者から申出があったとき。

（個別聴取）

第3条 安全運転相談は、個別に病状等の必要な事項を聴き取る方法（以下「個別聴取」という。）によるものとする。この場合において、相談対象者のプライバシー及び心情に十分配慮するとともに、相談対象者本人からの聴き取りが困難であると認められる場合には、家族その他適当な者からの協力を得るよう努めるものとする。

2 相談対象者の本人確認は、運転免許証、健康保険証等の提示を受けることにより行うこと。

3 個別聴取の結果、前条第1号から第3号までに掲げる者の身体の障がいに関し道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第23条に規

定する適性試験を実施する必要があると認めるときは、相談対象者から臨時適性検査申出書（様式第1号）の提出を求め、臨時適性検査を実施するものとする。

- 4 前項の規定による臨時適性検査の結果は、その者が運転免許を受けているときは臨時適性検査実施報告書（様式第2号）により、受けていないときは安全運転相談結果報告書（様式第3号）により交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に報告するものとする。この場合において、身体の障がいに係る条件を付与する必要がないときは、経過観察通知書（様式第4号）又は運転免許取得継続容認通知書（様式第5号）を当該相談対象者に交付するものとする。

（診断書用紙の交付）

第4条 個別聴取の結果、免許の取得等の可否が一定の病気等に係る主治の医師（以下「主治医」という。）の別に定める診断書（以下「診断書」という。）により判断できると認められるときは、相談対象者に対し、次の措置を執るものとする。

- (1) 個別の症状に応じた診断書用紙を交付し、主治医の記載を受けたものを提出するよう依頼すること。
- (2) 主治医の診断内容によっては運転免許の拒否、保留、取消し又は停止の対象となる可能性があることを説明すること。
- (3) 診断書を提出した場合に診断内容に関して交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）から直接主治医への照会を行うことに同意する旨を明らかにするため、承諾書（様式第6号）を徴すること。

2 前項第1号の規定による交付は、個別聴取の結果に基づき、運転免許課の担当者と協議した上で行うものとする。

3 相談対象者に診断書用紙を交付したときは、病気の症状等聴取結果書（様式第7号）を作成し、速やかに運転免許課長へ送付するものとする。

4 個別聴取の結果、一定の病気等であると疑う理由がある者が診断書を提出する意思がないときは、臨時適性検査等の対象となり得る者（以下「臨適対象者」という。）として、臨時適性検査等対象者発見報告書（様式第8号。以下「臨適発見報告書」という。）により運転免許課長に報告するものとする。

（主治医の診断書を提出した者への措置）

第5条 相談対象者から主治医の診断書が提出されたときは、当該相談対象者に対し、別に定めるところにより、運転免許の取得等の可否についての判断基準を説明するものとする。この場合において、免許の取得等の可否に係る審査の結果は運転免許課長から後日通知する旨を併せて説明するものとする。

（免許の取得等の可否に係る審査及び通知）

第6条 運転免許課長は、相談対象者から提出された診断書を基に、免許の取得等の可否について審査し、安全運転相談を終了した時点で免許の取得又は継続が可能であると認められたときに限り、相談対象者に経過観察通知書又は運転免許取得継続容認通知書を交付するものとする。

2 運転免許課長は、前項の規定による審査の結果、6か月後又は指定の期間の後に

診断書の再提出が必要と認める場合は、該当する診断書用紙を添え、適切な時期に相談対象者に安全運転相談通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（安全運転相談受理簿）

第7条 運転免許課長は、安全運転相談受理簿（様式第10号）を備え付け、病気の症状等聴取結果書に係る事項を記録し、管理するものとする。

（細部事項）

第8条 安全運転相談の実施に関する細部事項は、別に定める。

第3章 臨時適性検査等

（臨時適性検査等対象者の発見報告）

第9条 警察署長及び警察本部各所属の長は、交通指導取締り又は交通事故捜査において不自然な供述をする者その他警察活動において一定の病気等であると疑う理由がある者を発見したときは、その者を臨時適性検査等の対象とすることの要否について速やかに運転免許課の担当者と協議した上、必要と認められるときは臨適発見報告書により運転免許課長に報告するものとする。

2 警察署長又は島根県警察交通機動隊長若しくは島根県警察高速道路交通警察隊長は、交通事故の状況から判断して当該交通事故の当事者に一定の病気等の疑いがあると認めるときは、臨適発見報告書を参考となる資料とともに運転免許課長に送付するものとする。

（臨時適性検査等の管理）

第10条 臨時適性検査等の事務は、運転免許課長と臨時適性検査等の対象者の住所地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）が相互に連携して行うものとし、それぞれが主管する事務は次のとおりとする。

(1) 運転免許課長が行う事務

ア 臨時適性検査等実施の決定

イ 管轄警察署長への臨適対象者の通知及び関係書類の送付

ウ 認定医（府令第18条の4第1項、第29条の3第2項及び第29条の5第1項に規定する専門的知識を有すると島根県公安委員会が認める医師をいう。以下同じ。）との臨時適性検査日程の調整

エ 臨時適性検査通知書の作成及び送付

オ 診断書提出命令書の作成及び送付

カ 臨時適性検査等の結果を踏まえた行政処分その他必要な措置の判定

キ アからカまでに掲げるもののほか、臨時適性検査等の実施に必要な事項

(2) 管轄警察署長が行う事務

臨時適性検査対象者（以下「臨適対象者」という。）に対する現況調査その他臨時適性検査等の実施に必要な事項

2 運転免許課長は、臨適発見報告書を受取り、又は警察庁運転者管理システムから認知機能検査の結果等に基づいて臨時適性検査等の対象となった者の通報を受けたときは、事務処理状況を適正に管理するものとする。

3 運転免許課長は、臨適対象者の住所地が島根県外にある場合又は臨適対象者が住所を島根県外に変更したときは、別に定める臨適検討対象者通報書により速やかに当該住所地又は住所を管轄する都道府県警察に通報するものとする。

4 運転免許課長は、他の都道府県警察から臨時適性検査等の対象となった者の通報を受けたときは、速やかに臨時適性検査等の要否を判断し、必要な措置を講ずるものとする。

(報告書の徴収、提出等)

第11条 法第101条の5又は第107条の3の2の規定による報告徴収は、府令第29条の2の3又は第37条の2に規定する報告書(以下「報告書」という。)をその者に対し手交して行い、速やかに提出を求めるものとする。

2 次に掲げる者には報告書の提出は求めないものとし、臨適発見報告書による報告及び個別聴取を行うものとする。

(1) 一定の病気等であることを申告した者

(2) 過去の安全運転相談の結果、第6条第2項の規定による通知の対象となっている者

3 報告書の徴収及び提出に際しては、次により対応するものとする。

(1) 報告書に掲げる事項のいずれにも「はい」の回答をせず提出したときは、原則として、以後の個別聴取は行わない。ただし、対象者の言動、家族からの申出等から当該対象者が一定の病気等であると疑う理由があるときは、個別聴取を行うものとする。

(2) 報告書に掲げる事項のいずれかに「はい」の回答をして提出したときは、速やかに個別聴取を行い、臨適発見報告書に報告書を添付して運転免許課長に報告すること。この場合において、その者の住所地が他の警察署の管轄であるため個別聴取を実施しないときは、その者に対し、後日当該他の警察署において病気の症状等について聴取される旨を教示すること。

(3) 報告書の記載を拒んだときは、臨適発見報告書にその状況を記載して運転免許課長に報告すること。

4 報告書の保存期間は、9年とする。ただし、記載から3年が経過した報告書であって、当該報告書を記載した者が新たに質問票又は報告書を提出しているものについては、この限りでない。

5 報告書は、法第117条の4第2号違反(虚偽の報告)成立の書証として重要なものであることから、十分な注意をもって管理しなければならない。

(医師の届出等)

第12条 法第101条の6第1項から第4項までに規定する医師の届出等については、別に定めるところにより処理するものとする。この場合において、医師からの確認要求に対する回答は、回答書(様式第11号)を当該医師へ郵送することにより行うものとする。

(暫定停止)

第13条 運転免許課長は、次に掲げるときは、原則として法第104条の2の3第1項の規定による暫定停止の処分を行うものとする。

- (1) 法第102条第1項から第4項までの規定により適性検査を受けるべき者又は医師の診断書の提出を命ぜられている者が自動車等の運転により交通事故（人の死傷又は物の損壊を伴うものをいう。以下同じ。）を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断してその者が一定の病気等の疑いがあると認められるとき。
- (2) 医師が診察の結果を運転免許課長又は警察署長に届け出たことを端緒に臨時適性検査を行うとき。

2 運転免許課長は、暫定停止の処分を次により行うものとする。

- (1) 暫定停止の処分は、法第102条第6項の規定により当該処分を受けるべき者に対して臨時に適性検査を行う期日等を通知する機会又は同条第1項から第3項までの規定により医師の診断書の提出を命ずる機会に行うこと。
- (2) 前号の規定にかかわらず、公安委員会が認定する医師等の事情により暫定停止の適性検査を行う期日が決定できない場合に限り、当該処分を受けるべき者への通知に先立って暫定停止の処分を行うこと。この場合において、できるだけ早く期日を決定し、通知すること。
- (3) 暫定停止の処分を行う場所は、当該処分を受けるべき者の住所地を管轄する警察署とすることができる。
- (4) 当該処分を受けるべき者に府令別記様式第19の3の3の処分書を交付し、処分を受けた日から起算して5日以内に弁明することができる旨の内容を記載した弁明通知書（様式第12号）を併せて交付すること。
- (5) 当該処分を受けた者又はその代理人から弁明があったときは、弁明調書（様式13号）により録取すること。
- (6) 法第104条の2の3第1項後段の規定により当該処分を解除するときは、運転免許の効力停止処分解除通知書（様式第14号）を交付すること。
- (7) 当該処分を受けた者から提出を受けた運転免許証は、鍵の掛かるキャビネット等に保管し、紛失の防止を図ること。

3 暫定停止の処分を受けた者が医師の診断書を提出すべき旨の命令に応じず、又は臨時に適性検査を受けないときは、次により措置するものとする。

- (1) 法第104条の2の3第3項の規定に基づく運転免許の効力の停止及び取消し並びに暫定停止の処分の解除はできないので、当該命令に応じず、又は当該検査を受けないことにやむを得ない理由がない場合は、暫定停止の期間満了後、同項の規定に基づく運転免許の効力の停止（以下「本停止」という。）を行うこと。
- (2) 本停止は、暫定停止の期間満了日の翌日から行うこととし、臨時に適性検査を行う期日等を併せて通知すること。
- (3) 本停止基本量定期間は、臨時適性検査等の結果に基づいた意思決定が可能となると見込まれる期間とし、80日を超えないこと。

4 本停止の処分を受けた者が医師の診断書を提出すべき旨の命令に応じ、又は臨時

に適性検査を受け、若しくは主治医（認知症に該当することとなったと疑う理由があるとして臨時に適性検査を行う通知を受けた者にあつては、府令第29条の3第5項に規定する要件を満たす医師）の診断書を提出した場合には、当該本停止を解除しなければならない。

- 5 運転免許課長は、第10条第2項の規定により島根県外に住所地を有する交通事故の当事者に係る臨適発見報告書等の送付を受けたときは、速やかに、当該住所地の都道府県公安委員会に別に定める臨適検討対象者通報書より通報するものとする。
（臨時の適性検査）

第14条 運転免許課長は、次により臨時の適性検査（以下「臨時適性検査」という。）を実施するものとする。

- (1) 臨適対象者の住所地、生活状況等を考慮し、臨時適性検査の実施が可能であると認められる認定医と臨時適性検査の日程調整を行って実施日を確定し、当該認定医に対し、臨時適性検査委嘱書（様式第15号）に臨時適性検査回答書（様式第16号）及び臨適対象者について疑われる一定の病気等に対応した診断書を添えて検査を依頼すること。
- (2) 前号の規定による依頼の後速やかに、島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号。以下「施行細則」という。）に規定する臨時適性検査通知書（以下「臨時適性検査通知書」という。）を臨適対象者へ郵送すること。
- (3) 前号の規定にかかわらず、必要と認める場合は、管轄警察署長を経由して臨時適性検査通知書を臨適対象者へ直接交付することを妨げない。この場合において、当該臨適対象者の了解を得て交付時の状況を写真撮影する等の措置を講ずるものとする。
- (4) 臨時適性検査の実施日には、臨適対象者と認定医との連絡調整を行うため、職員を実施場所で待機させるなどの措置を講ずること。
- (5) 臨適対象者が臨時適性検査の実施日に受検しなかったときは、当該臨適対象者から不受検の理由を聴取し、次に掲げるやむを得ない理由があったと認められるときは、再度前各号に掲げる手続をとること。
 - ア 災害に遭ったこと。
 - イ 病気にかかり、又は負傷したこと。
 - ウ 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
 - エ 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、やむを得ないと認める事情があること。
- (6) 第2号の規定による郵送又は第3号の規定による交付を受けた臨適対象者（免許を受けた者に限る。）がやむを得ない理由なく臨時適性検査を受検しないと認める場合において、臨時適性検査の通知を受けたことを理由として免許の効力を停止され、当該停止の期間内に重ねて臨時適性検査の通知を受けた場合でその者が当該適性検査を受けないと認めるときは速やかに免許の取消しを行うこと。
- (7) 第2号の規定による郵送又は第3号の規定による交付を受けた臨適対象者（仮

免許を受けた者に限る。)が、やむを得ない理由がなく臨時適性検査を受験しないと認めるときは、仮免許を取り消すこと。ただし、当該交付について、その者から適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があると認めて行われたものであるときを除く。

2 島根県西部運転免許センター所長は、臨時適性検査を実施したとき、対象者から主治医の診断書の提出を受けたとき及び臨時適性検査の実施が必要ないと認められたときは、速やかに臨時適性検査実施報告書を作成し、当該診断書を添付して運転免許課長に報告するものとする。

3 運転免許課長は、認定医の属する医療機関から臨時適性検査に係る診断料の請求があったときは、速やかに支出手続を行うものとする。

(診断書の提出命令)

第15条 運転免許課長は、法第102条第1項から第3項までの規定による医師の診断書の提出命令について、次により処理するものとする。

(1) 提出命令を決定したときは、速やかに施行細則に規定する診断書提出命令書に、対象者について疑われる一定の病気等に対応した診断書用紙及び承諾書を添えて対象者へ郵送すること。

(2) 前号の規定にかかわらず、必要と認める場合は、管轄警察署長を經由して診断書提出命令書等を対象者へ直接交付することを妨げない。

(3) 対象者が診断書提出命令書に記載した提出期限までに医師の診断書を提出しなかった場合は、当該対象者から提出しなかった理由を聴取し、前条第1項第5号アからオまでに掲げるやむを得ない理由があったと認められるときは、再度医師の診断書の提出を命じ、又は臨時適性検査を実施する手続をとること。

(4) 第1号の郵送又は第2号の交付を受けた対象者(免許を受けた者に限る。)が、やむを得ない理由なく医師の診断書の提出命令に応じないと認める場合において、医師の診断書の提出命令を受けたことを理由として免許の効力を停止され、当該停止の期間内に重ねて医師の診断書の提出命令又は臨時適性検査の通知を受けた場合でその者が当該命令に応じず、又は当該適性検査を受けないと認めるときは、速やかに免許の取消しを行うこと。

(5) 第1号の規定による郵送又は第2号の規定による交付を受けた対象者(仮免許を受けた者に限る。)が、やむを得ない理由なく医師の診断書の提出命令に応じないと認めるときは、仮免許を取り消すこと。ただし、その者から臨時適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があると認めて当該適性検査を行うこととしたときを除く。

(臨時適性検査等の実施結果の処理)

第16条 運転免許課長は、臨時適性検査等の結果に基づき行政処分が必要であると認めるときは、速やかに手続を開始するものとする。

2 運転免許課長は、臨時適性検査等の結果について、臨時適性検査等結果通知書(様式第17号)により対象者に通知するものとする。

3 運転免許課長は、臨時適性検査等の結果を警察庁運転者管理システムに登録するものとする。

(適性検査の受検等命令)

第17条 運転免許課長は、法第90条第8項又は法第103条第6項の規定による命令（以下「適性検査の受検等命令」という。）について、次により処理するものとする。

- (1) 施行細則第23条に規定する適性検査受検命令書を対象者に交付して行うこと。
ただし、当該対象者の所定の主治医（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症に該当するとして免許の効力の停止を受けた者にあつては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治医）の診断書の作成及び提出が期待できると認められるときは、施行細則第23条の2に規定する診断書提出命令書を当該対象者に交付し、診断書の提出命令を行うこと。
- (2) 前号の規定による交付に当たっては、対象者に対し、命令に違反した場合には処分される可能性があることを明確に教示すること。
- (3) 適性検査の受検等命令に違反した者に対しては、速やかに免許の保留又は効力の停止を行うとともに、再度、適性検査の受検等命令を行うこと。
- (4) 免許の保留を受けた者が適性検査の受検等命令に違反したことを理由として免許の保留及び再度の適性検査の受検等命令を行う場合には、運転免許試験に合格した者であっても当該運転免許試験に係る適性検査を受けた日から起算して1年を経過すれば運転免許を与えることができなくなることから、できるだけ早い期日を設定するよう留意すること。
- (5) 再度の適性検査の受検等命令を受けたにもかかわらず、やむを得ない理由なく当該命令に違反した者に対する免許の拒否又は取消しの処分は、速やかに行うこと。
- (6) 第14条第1項第6号の規定は、適性検査の受検等命令を受けた者がこれに違反した場合について準用する。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

様式 [略]